

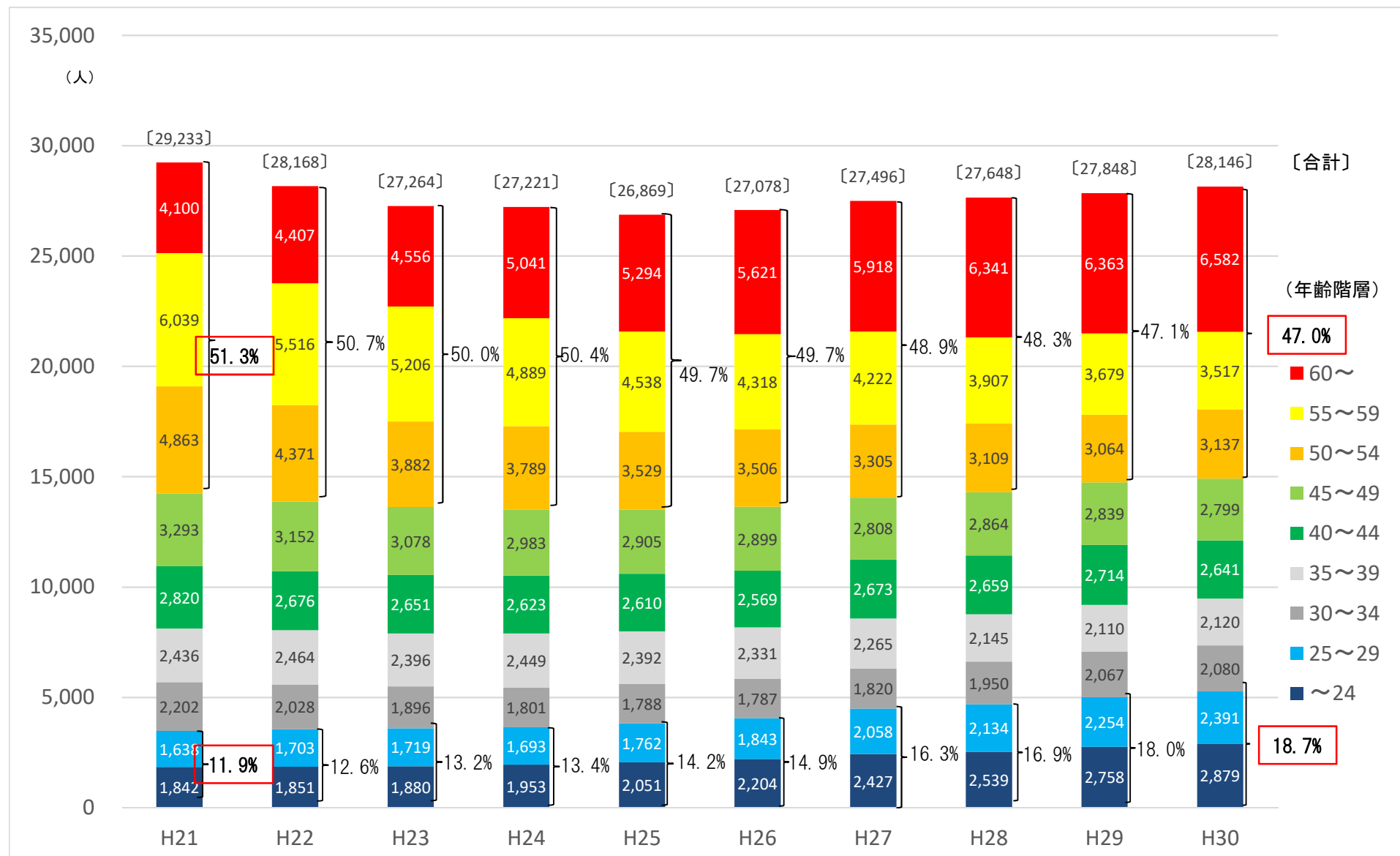
「参考資料」

※これまでの検討会で提示している資料より抜粋したもの

「船員の健康確保に関する検討会」

国土交通省海事局

内航船員の年齢階層別船員数の推移



内航船員の労働実態結果(概要)

● 本調査の趣旨

平成29年度に開催された「後継者確保に向けた内航船の乗組みのあり方等に関する検討会」において実施された業務実態調査について、内航船員の労働実態を把握する観点から、日本内航海運組合総連合会の協力を得て集計・整理し直したもの。

【有効回答数】

調査期間：平成29年7月から9月までの間の1月間
対象隻数：貨物船17隻、タンカー24隻、計41隻
対象船員数：287人分、8,897人日分の労働時間

1. 月間総労働時間

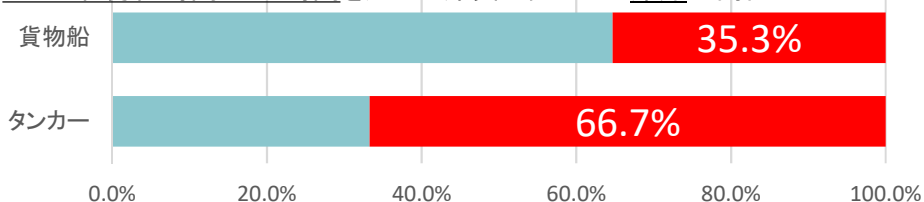
内航貨物船員は総実労働時間が長い傾向。これは、休日がない連続労働によるものと考えられる。

	総実労働時間	所定内	所定外	労働日
内航船員 (287人)	238.06 時間	209.85 時間	28.21 時間	29.86 日
一般労働者 計	170.9 時間	156.0 時間	14.9 時間	20.4 日
建設業	180.3 時間	164.9 時間	15.4 時間	21.8 日
運輸業、郵便業	187.6 時間	159.7 時間	27.9 時間	20.9 日

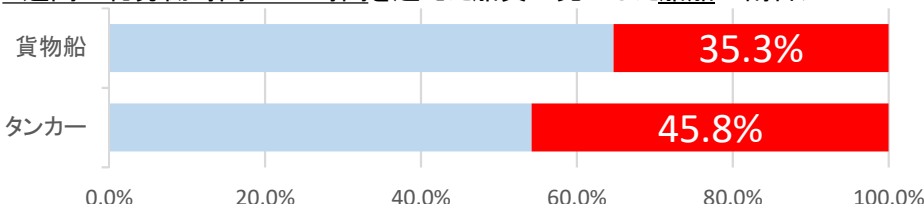
2. 長時間労働者の発生状況

- (1) 調査期間中、1日の労働時間が14時間を超えた船員が発生した船舶の割合は、貨物船で35.3%。タンカーで66.7%。
- (2) 調査期間中、1週間の労働時間が72時間を超えた船員が発生した船舶の割合は、貨物船で35.3%。タンカーで45.8%。

<1日の総労働時間が14時間を超えた船員が発生した船舶の割合>

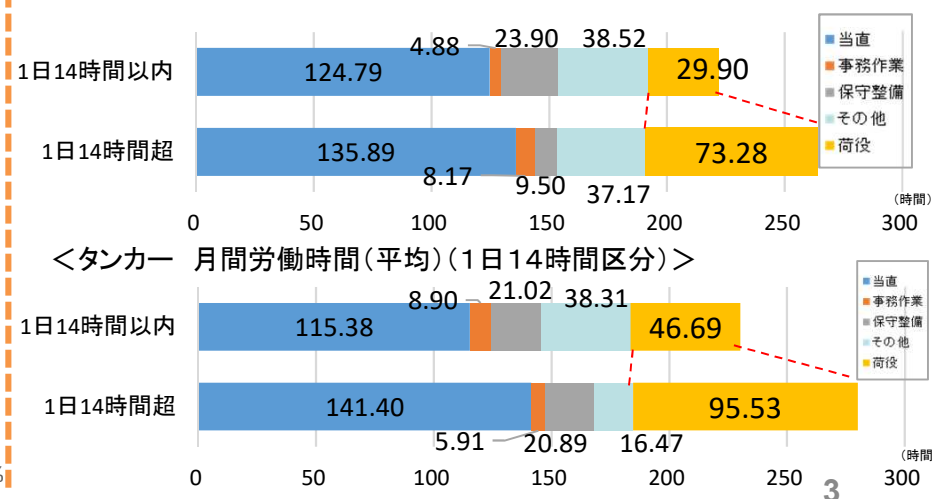


<1週間の総労働時間が72時間を超えた船員が発生した船舶の割合>



3. 荷役による作業負担の状況

荷役時間の長さと労働時間の長さには相関関係が見られた
(1日の労働時間が14時間超の船員と14時間以内の船員の間で、荷役を除いた労働時間にはさほど大きな差は見られなかった)。



船員の疾病発生率

船員は船員以外と比べて、疾病の発生率、肥満者やメタボリックシンドロームの割合が高い等、健康リスクが高い状態にある。

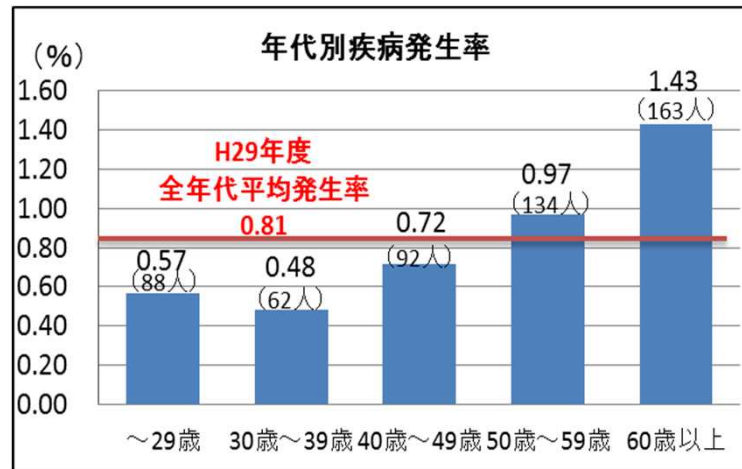


**船員の安全で健康な職業生活に支障をきたすおそれ
ひいては、突発的な病気による下船や長期休業等により、安定的な運航にも支障をきたすおそれ**

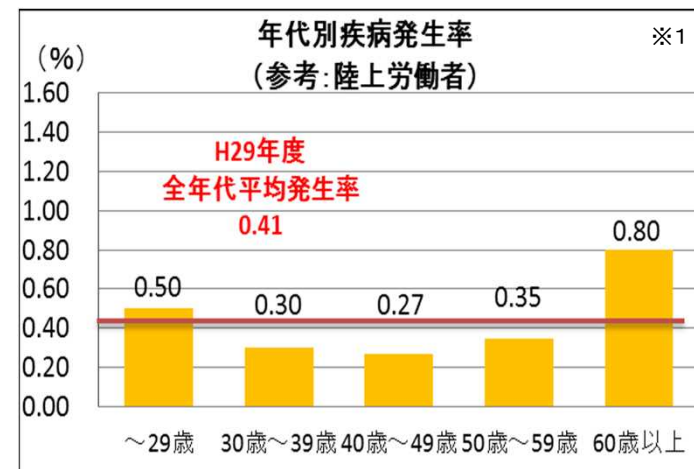
(参考)

メタボリックシンドローム等の状態をそのまま放置すると、動脈硬化が進行し、ある日突然、生活習慣病の代表的な疾患である心臓発作や脳卒中等の突発的な病気を引き起こす可能性が高く、長期休業を余儀なくされたり、寝たきりや要介護状態になり仕事が続けられなくなる可能性もある。

【データで見る船員の健康 a.疾病発生率】 (船員と陸上労働者の年代別疾病発生率)



陸上と比較してどの年代でも船員の疾病発生率が高い



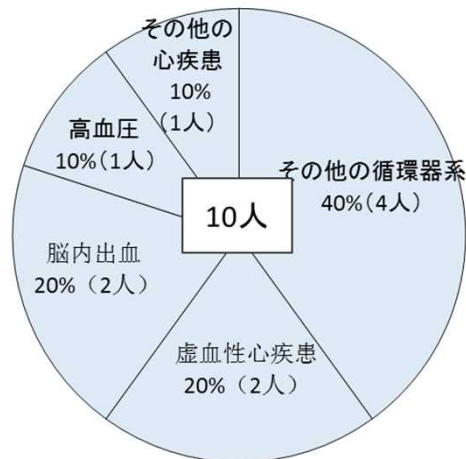
※1 平成29年度の加入者基本情報及び医療費基本情報(全国健康保険協会)による加入者数及び疾病発生数を用いて算出した。

船員の死亡の原因

【データで見る船員の健康 b.死亡の原因】

(疾病による死亡原因の内訳(平成29年度))

疾病による死亡の内訳



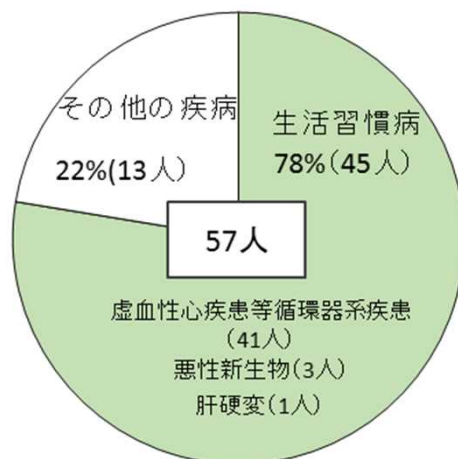
平成29年度の疾病による死亡者10人の全員が生活習慣病の循環器系疾患により死亡している。

※生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患で、がん(悪性新生物)、糖尿病、循環器系(高血圧・虚血性心疾患・くも膜下出血等)、肝臓病(アルコール性肝炎・慢性肝炎等)の疾患をいう。

(生活習慣病による死亡の割合(平成25～29年度))

生活習慣病による死亡の割合
(H25～H29年度合計)



平成25～29年度の疾病による死亡原因は生活習慣病が78%(45人)を占め、虚血性心疾患等循環器系疾患が41人、悪性新生物3人、肝硬変が1人となっている。

船員の長期休業の原因

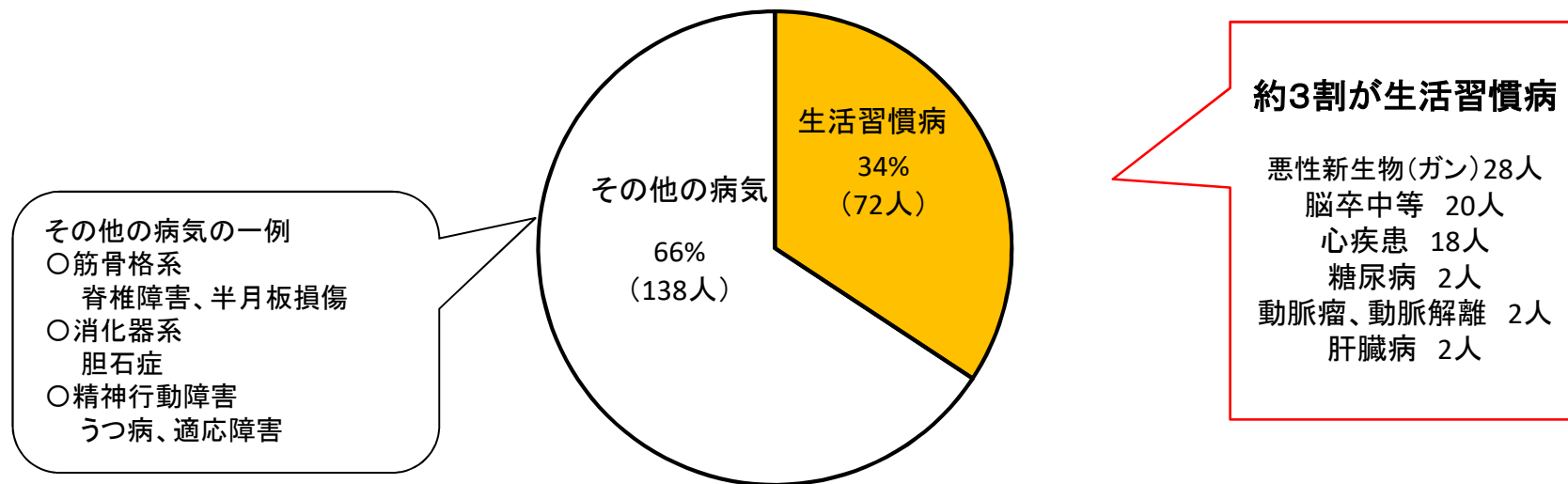
【データで見る船員の健康 c.長期休業の原因】

(休業日数別疾病発生状況)

	0%	20%	40%	60%	80%	100%
合 計 539人	4～7日 109	8～29日 173	30～89日 139	90日以上 81	その他 37	
一般船舶 223人	40	67	61	41	14	
漁 船 201人	31	72	61	28	9	
その他 115人	38	34	17	12	14	

平成29年度の疾病による休業者539人の内、40%にあたる210名が、30日以上長期休業を要した

(長期休業(30日以上)の生活習慣病の割合)



船員のメンタルヘルスアンケート結果

○船員における高ストレス者の割合は15.5%と、陸上の業種と合わせた中でも、「製造業」に次いで高く、「運輸業、郵便業」よりも高い値となっている。

【船員(全体)】

	高ストレス者数	受検者数	高ストレス者の割合
船員	336	2167	15.5%

【陸上】

業種	高ストレス者数	受検者数	高ストレス者の割合
農業、林業	821	5,563	14.8%
漁業	48	525	9.1%
鉱業、採石業、砂利採取業	92	837	11.0%
建設業	4,202	37,104	11.3%
製造業	89,195	534,565	16.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	1,104	10,701	10.3%
情報通信業	3,197	22,909	14.0%
運輸業、郵便業	15,078	116,302	13.0%
卸業、小売業	20,549	150,936	13.6%
金融業、保険業	4,886	46,531	10.5%
不動産業、物品賃貸業	535	5,330	10.0%
学術研究、専門・技術サービス業	1,205	10,226	11.8%
宿泊業、飲食業	3,645	27,405	13.3%

※陸上のデータは「平成29年全衛連ストレスチェックサービス実施結果報告書」

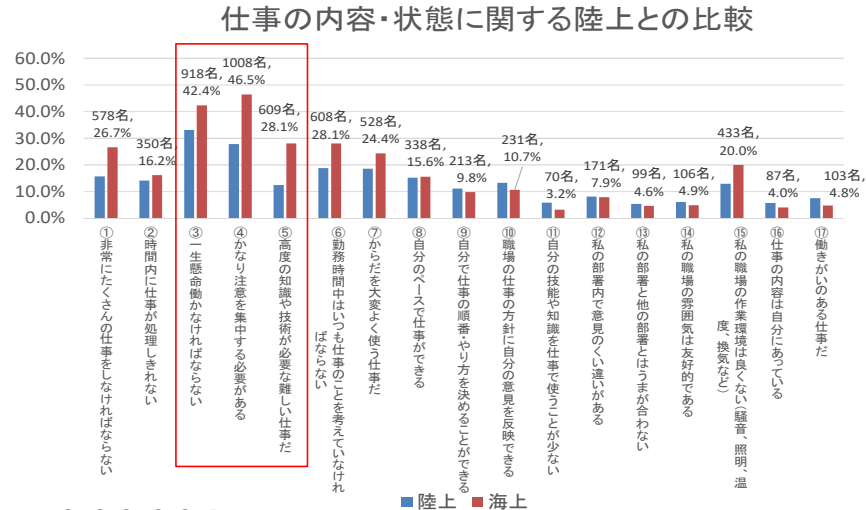
(平成30年9月公益社団法人全国労働衛生団体連合会メンタルヘルス専門委員会)による。

※船員のデータは「船員のメンタルヘルスアンケート調査結果報告書(2019年7月(一財)海技振興センター)」より作成

船員のメンタルヘルスアンケート結果

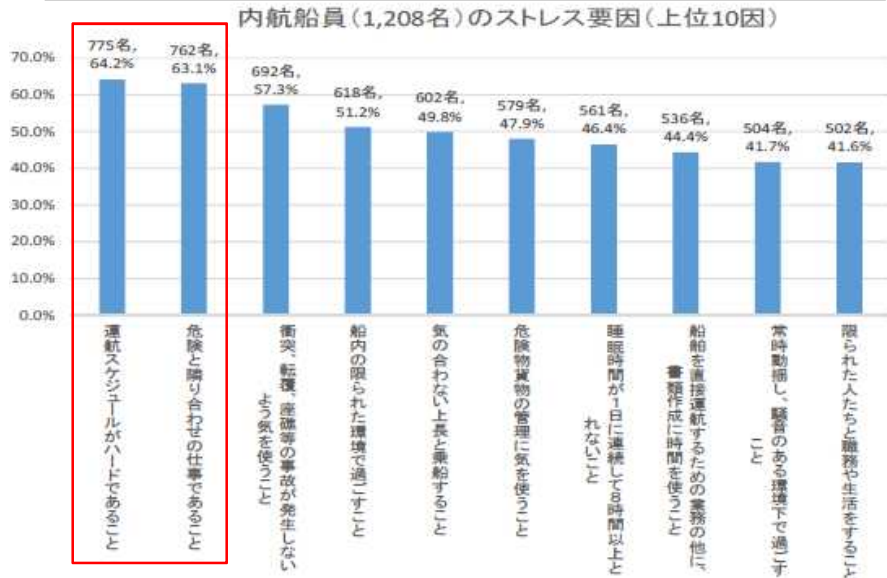
【「船員のメンタルヘルスアンケート調査結果報告書(2019年7月(一財)海技振興センター)」より作成】

「かなり注意を必要とする」等、緊張感が高いと感じる者の割合が高い。

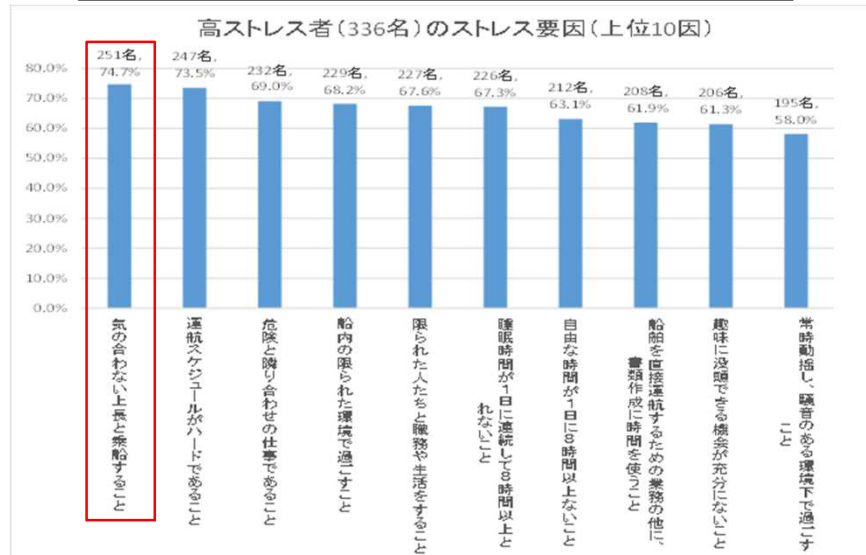


※①～⑦、⑪～⑬、⑮は「そうだ」、
⑧～⑩、⑭、⑯、⑰は「ちがう」と答えた人の割合。(⑨、⑯を除き、船員のほうが否定的な回答が多かったという趣旨。)

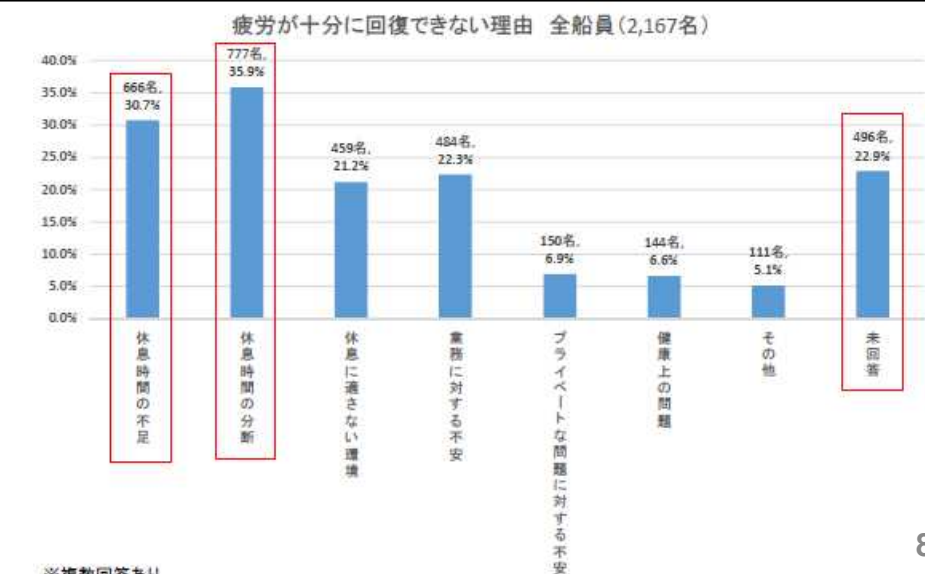
「運航スケジュールがハードである」等、仕事内容に関するものが多い。



高ストレス者の大半は、人間関係による要因の割合が高い。



疲労が十分に回復できないのは、休息時間の分断・不足とする割合が高い。

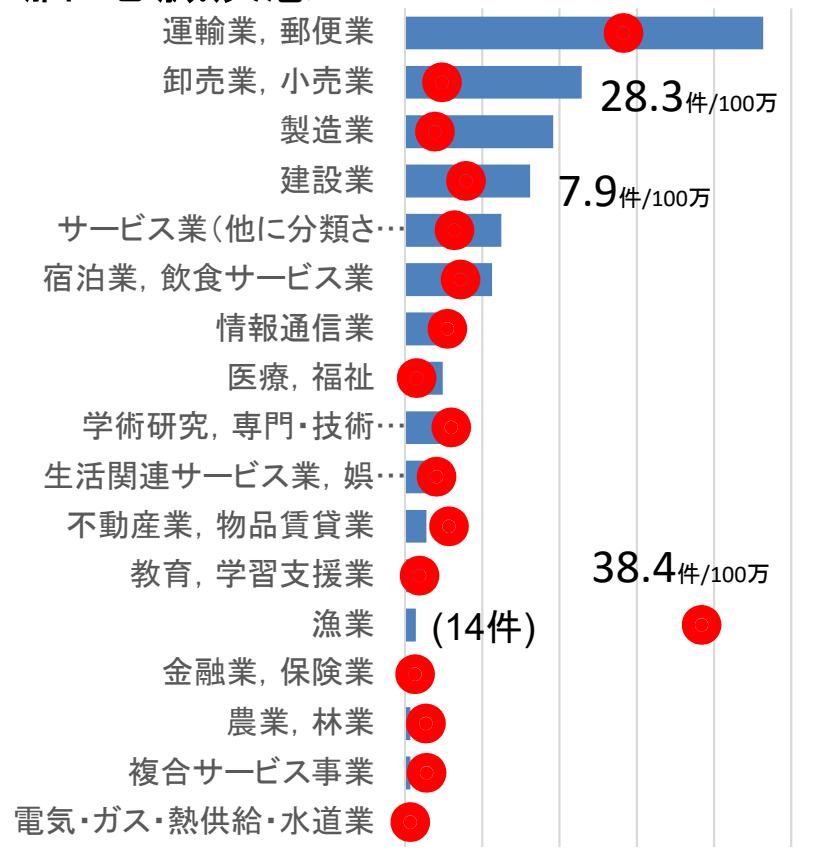


※複数回答あり

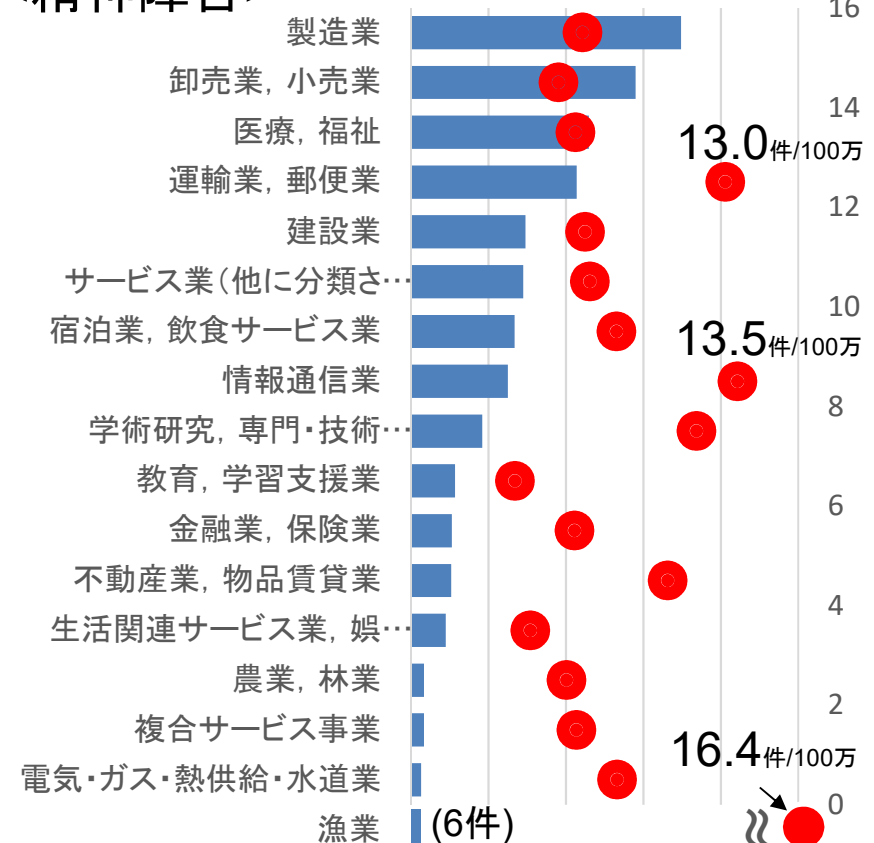
脳・心臓疾患、精神障害の件数と発生率

- 脳疾患は3.7件/雇用者100万人、心臓疾患は2.3件/雇用者100万人
 - 運輸・郵便業が全事案の3分の1、発生率は漁業、運輸業・郵便業が突出、建設業、宿泊業・飲食サービス業と続く
- 精神障害は9.3件/雇用者100万人
 - 製造業、卸売・小売業、医療・福祉の順、発生率は情報通信業、運輸・郵便業、学術研究・専門技術サービスが高い

<脳・心臓疾患>



<精神障害>



認定事案総数(2010-2014)

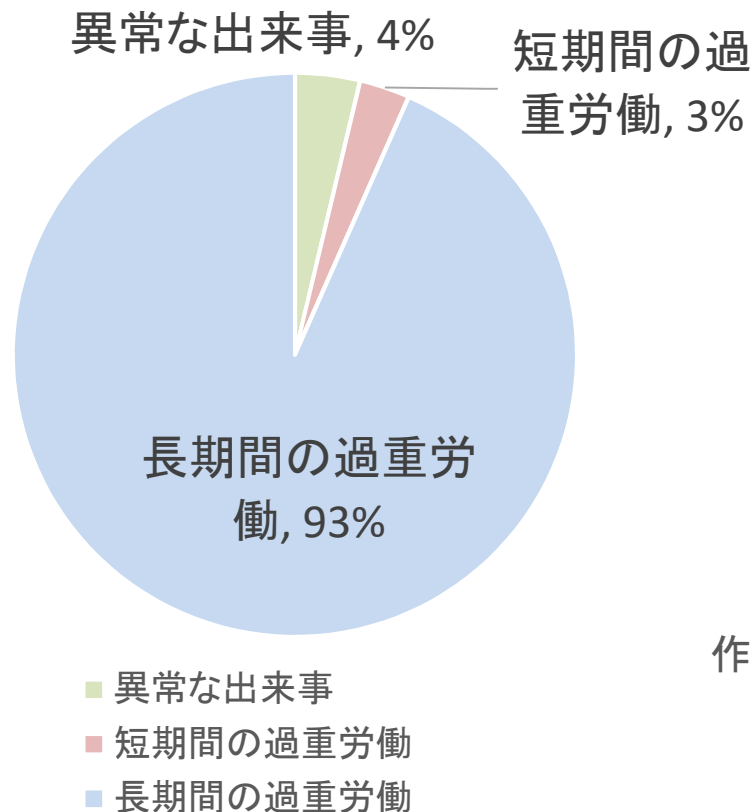
● 100万雇用者年あたり発生件数

(Takahashi M JOH 2019)

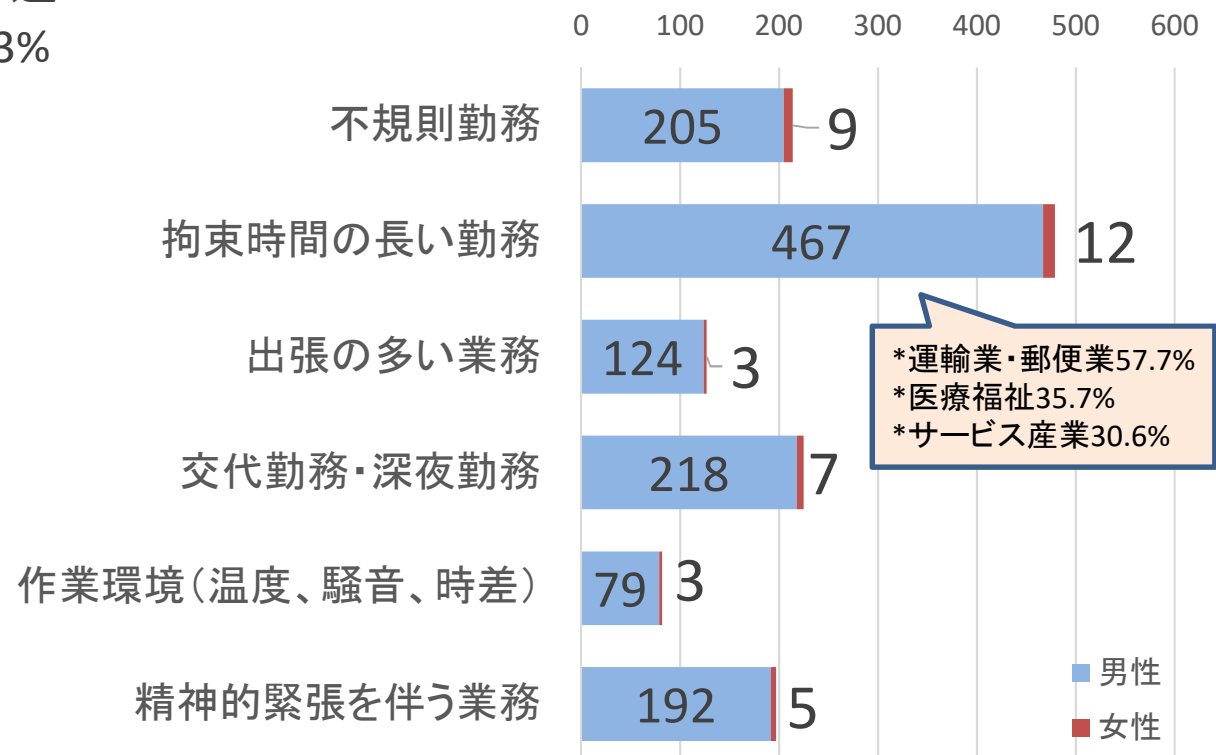
脳心： 認定要件別の集計結果

- ✓ 過労死等認定事案の**93%**は「長期間の過重業務」が主な認定事由
- ✓ 長時間労働以外の負担（不規則・交代制勤務、深夜労働、出張の多い業務、精神的緊張等）も多事案で記載されている

主たる認定要件(%)



認定事由として負荷要因として評価された労働時間以外の負荷要因



脳心： 認定事案における健康診断、 面接指導の実施有無、既往歴の有無

吉川委員提出資料

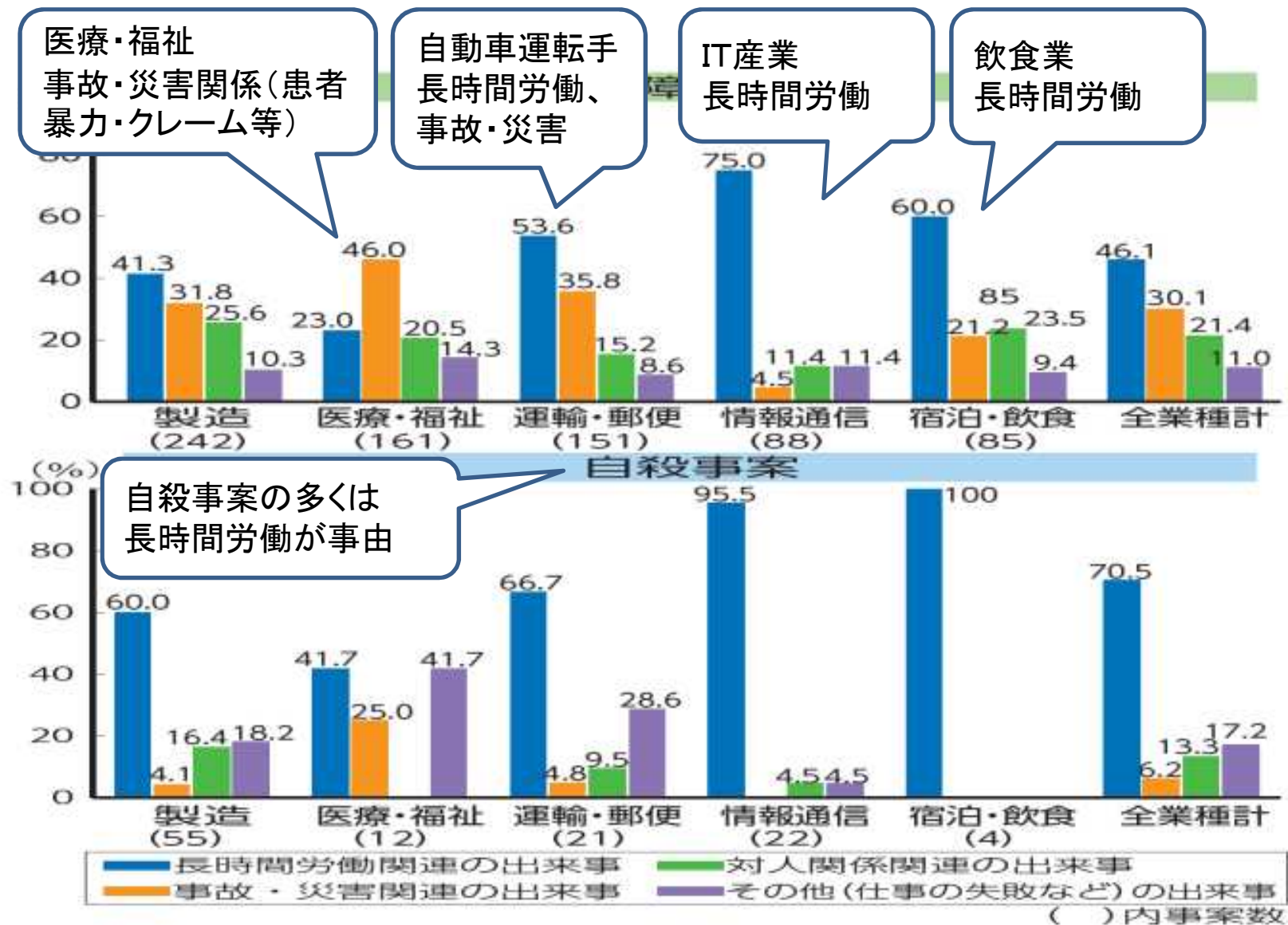


- ・過労死等事案のうち**健康診断は7割以上受診、既往歴は3分の1**が有り
- ・発症前に医師による**面接指導**を受けた例は**50人に1人**

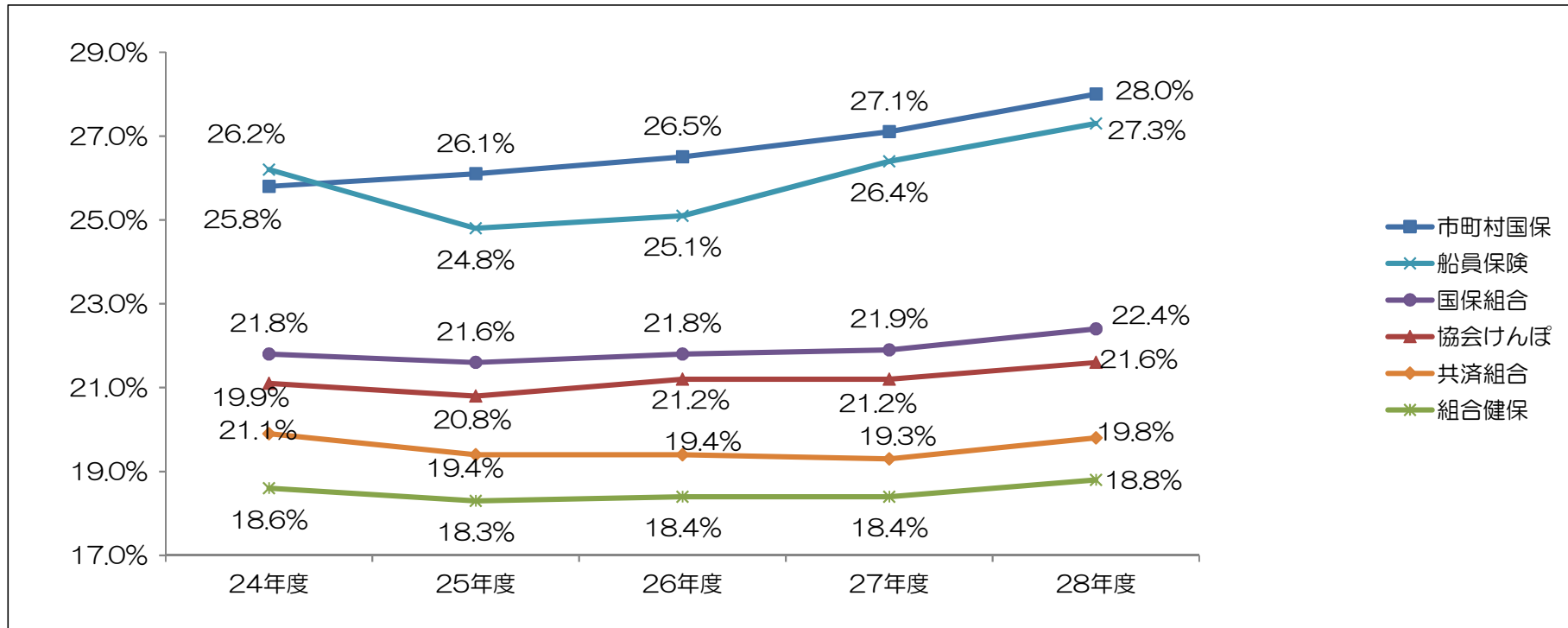
		男性		女性		合計	
		N	(%)	N	(%)	N	(%)
健康診断	いいえ	249	(16.7)	16	(23.2)	265	(16.9)
	はい	1037	(69.4)	43	(62.3)	1080	(69.1)
	記載なし/不明	209	(14.0)	10	(14.5)	219	(14.0)
	合計	1495	(100)	69	(100)	1564	(100)
既往歴	いいえ	702	(47.0)	39	(56.5)	741	(47.4)
	はい	529	(35.4)	18	(26.1)	547	(35.0)
	記載なし/不明	264	(17.7)	12	(17.4)	276	(17.6)
	合計	1495	(100)	69	(100)	1564	(100)
面接指導	いいえ	1116	(74.6)	52	(75.4)	1168	(74.7)
	はい	36	(2.4)	2	(2.9)	38	(2.4)
	記載なし/不明	343	(22.9)	15	(21.7)	358	(22.9)
	合計	1495	(100)	69	(100)	1564	(100)

(*平成28年度報告書、高橋正也他、p9)

業種別の出来事の該当状況



1.各医療保険者における特定健診受診者（男性）のメタボリックシンドローム該当者の割合

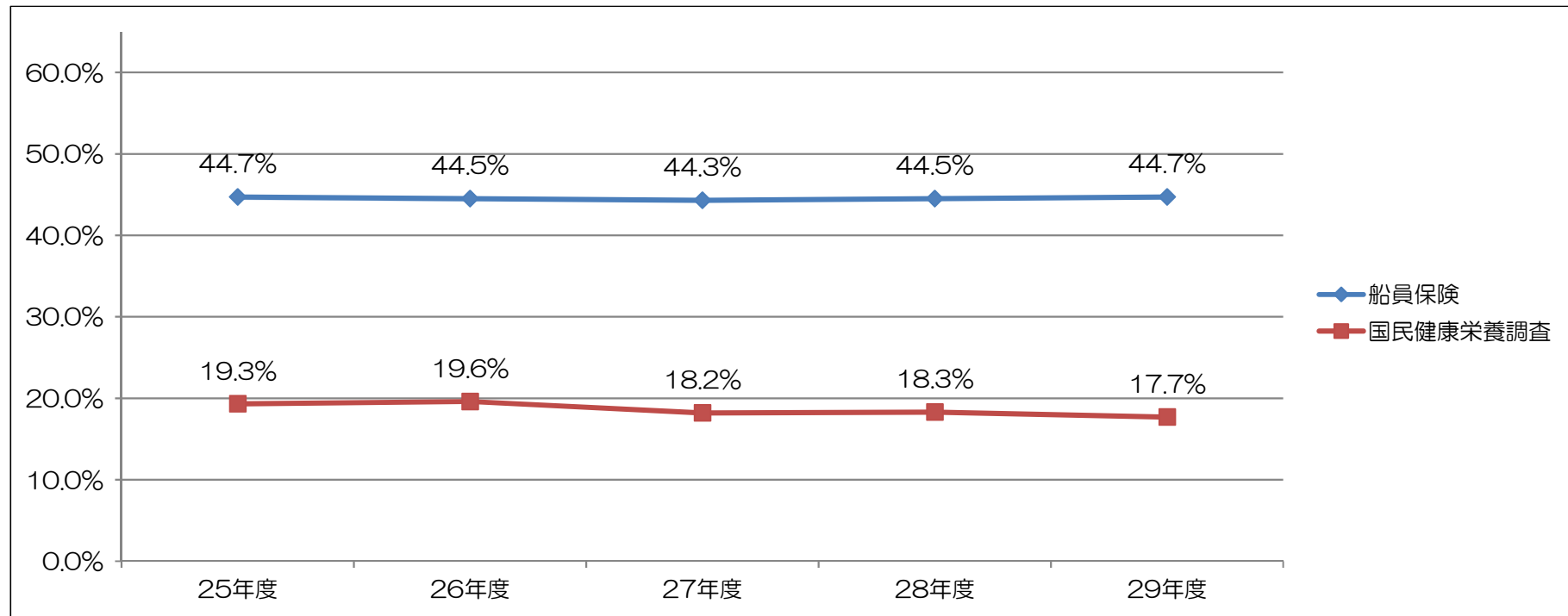


【データ出典：2016年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況（厚生労働省ホームページ）】

※船員保険については40～74歳の特定健診受診者（全体）に占めるメタボリックシンドローム該当者の割合
その他の保険者については40～74歳の特定健診受診者（男性）に占めるメタボリックシンドローム該当者の割合

- 船員保険加入者は、他の被用者保険に比べてメタボリックシンドローム該当者の割合が高く、市町村国保加入者と同程度の割合となっている。生活習慣病に罹病しないために生活習慣の改善が必要。
※「メタボリックシンドローム」は、単に太っているというだけでなく「内臓脂肪症候群」とも呼ばれ、複数の病気や異常が重なっている状態です。「内臓脂肪の蓄積」によって高血圧や糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病の重なりが起きていることを示します。

3.国民全体と船員保険被保険者の喫煙率の比較



【データ出典：国民健康・栄養調査、船員保険健診結果データ】

※調査対象年齢は、国民健康・栄養調査（20歳以上の被調査者）。船員保険（35歳～74歳の被保険者）

- 船員の喫煙率は、国民健康栄養調査の結果と比較して非常に高く40%台で推移している。喫煙率の減少が重要な課題の一つである。

第2期船員保険データヘルス計画の概要

【目的等】

加入者の健康維持増進及び疾病の予防や早期回復を図るために必要な保健事業を効果的かつ効率的に実施するため、第2期船員保険データヘルス計画を策定する。

第2期船員保険データヘルス計画は、第1期船員保険データヘルス計画の結果を踏まえ、船舶所有者と協働して取組む「コラボヘルス」などを併せて実施し、加入者の行動変容、ヘルスリテラシーを高めることにより健康増進を図ることとする。

なお、第1期船員保険データヘルス計画（平成27年度～29年度）においては、船員保険加入者の健康課題である「メタボリックシンドロームリスクの保有率」及び「喫煙率」の減少を目標に、情報提供等による啓発活動を中心とした取組みを実施してきたが、加入者の行動変容には不十分であり、食事や運動環境等などを整えることも重要であると考えた。

【基本方針】

第2期船員保険データヘルス計画では、第1期船員保険データヘルス計画に引続き、船員保険加入者の健康課題である「**メタボリックシンドロームリスクの保有率**」及び「**喫煙率**」の減少を目標として、健康づくりに関する情報提供及び啓発活動に加え、船舶所有者と協働した加入者の健康づくり支援を併せて実施し、加入者の健康意識を高め、行動変容に繋げること等により健康増進を図ることとする。

【取組の3本柱】

①健診事業等の推進 ②船舶所有者等の連携 ③健康づくりに関する情報提供及び啓発活動

【計画の期間】

第2期船員保険データヘルス計画は平成30年度から平成35年度までの6年間となっており、平成32年度までを前期、平成33年度から平成35年度までを後期に区分けし、前期終了後に中間評価を実施することとしている。

【参考】〈第1期船員保険データヘルス計画（H27～H29年度）中間評価〉

リスク		2014年度 (H26)		2015年度 (H27)		2016年度 (H28)	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
喫煙	リスクあり	9,932人	40.0%	10,435人	40.0%	8,009人	42.9%
	受診者	24,829人		26,073人		18,682人	
メタボリック シンドローム	リスクあり	6,584人	26.5%	7,401人	28.4%	5,173人	27.7%
	受診者	24,842人		26,079人		18,689人	

※2016（H28）年度の健診データは全量ではありません。

(参考資料②)

健保協会提出資料

○健診実施状況の比較

【全保険者】	特定健診			特定保健指導の対象者		特定保健指導の終了者	
	対象者数	受診者数	実施率	対象者数	対象者割合	終了者数	実施率
2013年度	53,267,875	25,374,874	47.6%	4,295,816	16.9%	759,982	17.7%
2014年度	53,847,427	26,163,456	48.6%	4,403,850	16.8%	783,118	17.8%
2015年度	53,960,721	27,058,105	50.1%	4,530,158	16.7%	792,655	17.5%
2016年度	53,597,034	27,559,428	51.4%	4,690,793	17.0%	881,183	18.8%

【船員保険】	特定健診			特定保健指導の対象者		特定保健指導の終了者	
	対象者数	受診者数	実施率	対象者数	対象者割合	終了者数	実施率
2013年度	50,167	20,142	40.1%	6,897	34.2%	489	7.1%
2014年度	49,387	20,221	40.9%	7,605	37.6%	452	5.9%
2015年度	48,948	22,286	46.8%	8,172	35.7%	567	6.9%
2016年度	48,114	23,357	48.5%	8,552	36.6%	613	7.2%

【データ出典：2016年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況（厚生労働省ホームページ）】
 （対象者数は当該年度で毎年4月1日を基準として、その年度中に異動した者及び除外基準を満たす者を除く。）

- 船員保険における特定健診の実施率は、全保険者に比較して低い。
- 船員保険における特定保健指導は、全保険者と比較して対象者割合が高い一方、特定保健指導の実施率は低い。